

「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による
意思疎通等の促進に関する条例案要綱」に対して提出された
意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果等について

令和5年9月15日(金)から令和5年10月16日(月)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例案要綱」について意見・情報の募集を行い、また、市町等に意見照会を行った結果、50名の個人および2つの法人から126件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめに当たり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約しています。

2 提出された御意見の内訳

項目	件数
条例案要綱に対する意見・情報	
第1 制定の理由	3
第2 概要	
1 目的	0
2 定義	4
3 基本理念	7
4 県の責務	0
5 県民等の責務	0
6 啓発および学ぶ機会の確保	4
7 環境の整備	1
8 人材の確保等	0
9 情報の発信等	2
10 情報通信機器等の利用方法の習得に係る取組	2
11 県民等の取組に対する支援	1
12 調査研究の推進等	1
13 実施状況の報告等	1
14 障害者等による啓発等	0
15 事業者による環境の整備	2
16 学校等の設置者による啓発等	6
17 財政上の措置	1
18 その他	51
条例の名称	33
その他条例案要綱に関連する意見・情報	7

3 提出された意見とそれらに対する県の考え方について

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
条例案要綱に対する意見・情報				
第1 制定の理由				
1	1	—	「我が国では」で始まる文について、前半の主語が「手話」、後半の主語が「障害者」で、わかりにくい。2文に分けても、第1条全体が意思疎通の促進に関する内容であるため、言語の話が入っていることに違和感がある。	御指摘の一文は、障害のある方が直面される困難が、過去のみならず現在までも存在する我が国の状況を説明してことを表しています。 「制定の理由」は、この条例を制定する理由であり、この条例案は、手話言語条例と障害者の情報コミュニケーション条例を一体として制定するものであるため、手話言語条例と障害者の情報コミュニケーション条例の両方の制定の理由を書くものです。よって、原案のとおりとします。 その過去の事例として、手話が制限されたことを上げることが、手話言語条例でもあるこの条例案の制定の理由として適切かつ必要であると考えています。
2	1	—	「障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等」という言い方は、例えば、視覚障害の場合どんな言語で意思疎通する、肢体障害者の場合どんな言語で意思疎通する、というような捉え方になり非常にわかりにくい。	視覚障害者は例えば点字や拡大文字、読み上げソフト等で意思疎通等をされており、肢体不自由により意思疎通等に困難を抱える者は、指先や眼球の動きで操作できる機器や、あごやひじなど動かせる部分でスイッチを押して入力できる装置等様々な機器を使って意思疎通等をされています。 意思疎通ならびに情報の取得および利用する方法は、障害の種別だけでなく、個々の障害の程度や経歴等によっても違っており、「障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等」とは、そのような多種多様な方法による意思疎通ならびに情報の取得および利用ということを表しています。 いただいた御意見を参考に、県民の皆さんにとってわかりやすい周知に努めてまいります。
3	1	—	滋賀県に、あらゆる障害がある方の社会参加を促進するのに欠かせない、情報やコミュニケーションに関する施策を促進する条例ができることは大変有意義なことである。 特に、滋賀県はかつて手話の使用を制限した歴史があり、今も不十分さがある。この条例は手話の存在や大切さを認めたものであり、この条例をきっかけに、 ・聴覚障害者に関しては手話による情報発信、 ・県庁に今現在1人しか設置されていない手話通訳者を県の全ての福祉事務所に配置する、 ・命に関わる災害時にろう者が情報やコミュニケーションがないことが理由で命を落とすことのないように、消防や警察、医療関係、避難所などでの情報・コミュニケーションができる体制の構築等 を進め、誰もがその存在を認められ、社会から取り残されないような滋賀県になるように期待している。	いただいた御意見を今後の施策を進める上での参考とさせていただきますとともに、よりよい共生社会の実現に努めてまいります。
第2 概要				
1 目的				
2 定義				
4	2	2	「障害の特性に応じた言語その他の手段」の定義に、日本語を基に工夫した意思疎通手段と言語である「手話」が並列されていることに違和感がある。	障害者基本法第3条第3号に「言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段」と規定されており、言語その他の(意思疎通のための)手段に手話は含まれますので、原案のとおりとします。
5	2	2	障害の特性に応じた言語その他の手段として書かれている中で「言語」は手話か日本語のみ。	「障害の特性に応じた言語その他の手段」の定義であげているものの中で、障害者基本法等で言語と明示されているものは手話ですが、障害者権利条約第2条に「『言語』とは、音声言語及び手話その他の非音声言語」と規定されているとおり、手話の他の非音声言語の存在も想定されると考えています。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
6	2	2	「障害の特性に応じた言語」という文言を強引に入れてるように感じる。言語は障害の特性か。	<p>「障害の特性に応じた」は「言語その他の手段」を修飾する言葉です。思いを伝えたり、情報を得たり、思考する方法は、障害の種別だけでなく、個々の障害の程度や経歴等によっても違います。</p> <p>例えば、聴覚障害者の中での場合、手話を使う方、筆談をする方、人工内耳や補聴器等により音声でやり取りをする方など様々です、障害の特性に応じた言語その他の手段を用いています。</p> <p>「障害の特性に応じた言語その他の手段」は、「言語」が「障害の特性」であるということではなく、上記のように、意思疎通等のための手段が障害の特性に応じて様々であるということを表しています。</p>
7	2	2	「障害者」には聴覚障害者、視覚障害者、肢体障害者、知的障害者など様々な障害者が含まれるが、本条例案要綱にある施策内容は主に聴覚障害者および視覚障害者を対象にしており、内容があやふやである。	<p>本条例案に規定する施策の対象となる障害者は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第2条第1号に規定する「障害者」を指します。</p> <p>【滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第2条第1号「障害者」】 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」という。)がある者であって、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>
3 基本理念				
8	2	3	(2)は手話の言語体系や文化についての記載であり、(1)、(3)の障害の特性に応じた意思疎通として同一に列挙されていることが疑問。「意思疎通」と「言語」は分けて考えなければならない。	<p>基本理念には、この条例に関する取組を行う者が特に認識しておくべきことを記載しています。</p> <p>この条例案は令和3年度の滋賀県障害者施策推進協議会の結論に基づき、手話言語条例と障害者の情報コミュニケーションに関する条例を一体で制定するものであることから、それぞれに関する基本理念を記載することが適当と考えますので、原案のとおりとします。</p>
9	2	3(2)	手話言語のことだけ書かれているが、手話言語以外に「障害の特性に応じた言語」があるのなら、ここで説明が必要。名称の「手話をはじめとする」との矛盾があるように感じる。	<p>基本理念には、この条例に関する取組を行う者が特に認識しておくべきことを記載しています。</p> <p>「障害の特性に応じた言語その他の手段」については、「第2 概要」の2で言葉の定義を行っていますので、原案のとおりとします。</p>
10	2	3(2)	意思疎通に関する理念的な文章の中に、「ろう者」「手話」だけが具体名で挙げられているが、読んでいて違和感がある。	<p>手話言語条例と障害者の情報コミュニケーションに関する条例に関しては、平成30年度から議論を開始しており、この条例案は令和3年度の滋賀県障害者施策推進協議会における「一体型条例案の作成を進める」との結論に基づいて、手話言語条例と障害者の情報コミュニケーションに関する条例を一体で制定するものであるため、手話言語条例の内容として規定する条文等には「ろう者」や「手話」という言葉は、不可欠なものと考えています。</p> <p>そのため、本条例は手話言語条例でもあることから、手話言語条例としての基本理念を掲げています。</p>

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
11	2	3(2)	「手話は言語である」という内容がない。	手話が独自の体系を有する言語であることやろう者が心豊かな日常生活および社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であることは「第2 概要」の3(2)に記載しています。 今後施策を進めていく中で、県民の皆さんに正しく理解いただけるよう周知に努めてまいります。
12	2	3(2)	手話は言語の一つであると認めてほしい。生活の中に手話は必要。	
13	2	3(2)	「手話は言語」ということについて当事者団体から説明があったと思う。そのことについてどう受け止めているのか。	
14	2	3(2)	手話には手話言語を獲得する権利、手話言語を学ぶ、手話言語で学ぶ、手話言語を使う、手話言語を守る権利の5つの権利があります。手話は手、指、表情、体の動きを使って会話する視覚言語である。手話は言語としてまだ認められていない。音声言語と対等になるように手話言語を認めてほしい。聞こえない私たちは、聞こえる人たちが当たり前で暮らしている中に一緒に暮らしており、苦労や不便や苦しさをずっと感じている。多くの県民は聞こえない人たちの生活の状況の理解がまだできていない。	
4 県の責務				
5 県民等の責務				
6 啓発および学ぶ機会の確保				
15	2	6	全ての障害者が読んでもわかりやすい条例を作ることが大切。関係者や学識者だけわかるような条例を設けても、全ての県民がわからなければ意味がない。	いただいた御意見を踏まえ、県民の皆さんにとってわかりやすい周知に努めてまいります。
16	2	6	コミュニケーション障害を特性とする発達障害のある方にとっても、自らに合った手段で自らの意思を自発することは必須である。自らの意思を伝える手段を持つことで、行動障害、ひいては強度行動障害のような行動で表現しなくても、生活できるようになっていくと思われる。 発達障害の特性である視覚的優位性を活用する手段を用いたPECS(ボックス、絵カード交換式コミュニケーションシステム)は現在最も有効性のある手段とで考えると考えるため、今後の普及活用に力を入れていただきたい。	いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
17	2	6	障害があっても地域で本人らしく生活できるよう支援するためには、当事者と支援者の相互の意思疎通を可能とするコミュニケーション手段を持つことが肝要である。 この条例制定を契機に、県内でPECSの実践ができるよう、研修の機会を計画的に設けることを望む。 今後の施策を期待する。	いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
18	2	6	学ぶ環境の整備はとても重要。地域住民や労働者に対する学習する機会の充実を希望する。また講師派遣に係る諸費用、資格取得や研修に関する助成金の充実も図っていただけると学びの幅が広がると思う。	いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
7 環境の整備				
19	2	7	物理的な環境の整備として、各商業施設等においては音声によるアナウンスが多いので、視覚を使った情報提供の手段の促進が必要。また、相談窓口をわかりやすく設置するなどの工夫も必要。	いただいた御意見は、今後、啓発などの施策を進める上での参考とさせていただきます。
8 人材の確保等				
9 情報の発信等				
20	3	9(1)	実効性のあるものにするため、「発信するよう努めるものとします」を「発信します」としてはどうか。	障害の特性に応じた言語その他の手段は多種多様であり、全ての手段で発信することは現実的には難しいことから、原案どおりとしますが、今後の施策を進める中で実効性のあるものにしてまいります。
21	3	9(2)	実効性のあるものにするため、「講ずるよう努めるものとします」を「講じます」としてはどうか。	障害の特性に応じた言語その他の手段は多種多様であり、全ての手段で発信することは現実的には難しいことから、原案どおりとしますが、今後の施策を進める中で実効性のあるものにしてまいります。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
10 情報通信機器等の利用方法の習得に係る取組				
22	3	10	PECS(ペクス。絵カード交換式コミュニケーションシステム)は、最初は自分が欲しいものなどの絵カード1枚の交換から開始し、コミュニケーションブックを作成するが、iPadのアプリもある。iPadは高価であり、保護者が使用するには困難な点もある。iPad購入への助成についても検討してほしい。	いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
23	3	10	情報通信機等を積極的に活用できるとよい。携帯電話等のアプリを使って気軽にコミュニケーションがとれるといった情報などを啓発していただきたい。また、通信機等の購入に際しての助成金の充実を図っていただきたい。	いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
11 県民等の取組に対する支援				
24	3	11	絵カードなど視覚的なものを使った表出コミュニケーションに長年取り組み、現在は絵カードを提示・手渡しすることでコミュニケーションを行う絵カード交換式コミュニケーションシステム(PECS(ペクス))を勉強し、実践を始めている。PECSについては、通所の事業所でも積極的に取り組んでくださっている。iPECSというiPadのアプリやその他の機器を使ってコミュニケーションすることも使いやすさなどを考えた時に大変有効である。この部分に少しでも助成が下りるとありがたい。	いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
12 調査研究の推進等				
25	3	12	実効性を高めるため「成果の普及に努めるものとします」を「成果を普及します」にしてはどうか。	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律第16条の規定を踏まえたものであるため、原案のとおりとします。
13 実施状況の報告等				
26	3	13	滋賀県障害者施策推進協議会のメンバーを見ると、福祉的視座のみと感じられ、幅広く視野を広げて意見が反映させられるかどうか疑問。同協議会のみならず、当事者団体やその関係者、専門家等幅広く意見を聴く姿勢が求められる。	<p>いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。</p> <p><u>滋賀県障害者施策推進協議会委員としては、経済団体、医師会、医科大学に属する方にも就任いただいているところですが、さらに幅広い観点からの意見も聴くことができるよう、必要に応じてその他の学識経験者等からのヒアリングやオブザーバー参加等を検討してまいります。</u></p>
14 障害者等による啓発等				
15 事業者による環境の整備				
27	3	15	物理的な環境の整備として、各商業施設等においては音声によるアナウンスが多いので、視覚を使った情報提供の手段の促進が必要。また、相談窓口をわかりやすく設置するなどの工夫も必要。	いただいた御意見は、今後、啓発などの施策を進める上での参考とさせていただきます。
28	3	15	学ぶ環境の整備はとても重要。地域住民や労働者に対する学習する機会の充実を希望する。	いただいた御意見は、今後、啓発などの施策を進める上での参考とさせていただきます。
16 学校等の設置者による啓発等				
29	4	16(1)	<p>現状、日本手話を必要とする子どもに対する手話の教育環境の整備が不十分であるため、基本施策として、教育環境の整備、とりわけ聴覚障害のある幼児、児童又は生徒に対する手話の保障を具体的に明記すべき。</p> <p>群馬県手話言語条例のように「ろう児等が通学する学校の設置者は…ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする」「手話に通じたろう者を含む教員の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等の措置に努めるものとする」と書くなど。</p>	学校等において、障害の特性に応じた、その学生等が使いたい言語その他の手段について相談できたり、職員が障害の特性に応じた言語その他の手段について研修を受け知識を向上させることは、ろう児に限らず、どの学生等においても大切なことと考えるため、原案のとおりとしますが、いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
30	4	16(1)	<p>ろう者の当事者団体や支援者が中心となって、手話の言語権を保障すること、ろうの子どもが自然に手話を獲得できる環境整備や手話による教育ができることを求めている。</p> <p>私の両親は、聾学校で手話が禁止され、先生の口の動きだけで教育が行われた世代のろう者である。授業では何を話しているかわからず、毎日苦しく泣いていたと聞いたことがある。口話を読み間違えると体罰も日常的にあった。その後、大変努力をして、私を産み育ててくれたが、両親は、「学校時代に手話で教えて欲しかった、あんな経験を若い世代にして欲しくない」と言っており、私はその思いに強く共感している。</p> <p>ろうの子どもには手話を獲得し、教育を受ける環境が必要である。ぜひその思いを受けとめて、教育にも関わることなので関係課や関係機関とも連携し、福祉先進県である滋賀県として、全国に先駆けて手話の言語権を保障する条例の策定に向けて、どのようにすれば制定できるか具体的に取り組みを進めて欲しい。</p>	<p>いただいた御意見は、関係機関等にも共有し、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。</p>
31	4	16(1)	<p>手話で教育を行ってほしい。</p>	<p>いただいた御意見は、関係機関等にも共有し、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。</p>
32	4	16(1)	<p>私は、最重度の知的障害を伴った自閉症者の保護者である。やっと全県で、特に学校教育で言語以外のコミュニケーション手段の利用に取り組んでもらえるのだなと嬉しく思った。</p> <p>今まで、自分から意思伝達できない人への支援は、その人の行動や様子などから支援者が読み取るということがほとんどだったと思う。そして、読み取ることができる支援者や教師が優れているという評価だったのではないだろうか。</p> <p>しかし当然のことながら、相手が誰であれ、自分以外の者が何をどのように感じ考えているかはわかるはずがなく、それは生活の多くの時間を共にしている家族も同様である。</p> <p>このように本当はわからないのに、わかっているつもり、知っているつもりで、本人の意思を誤って認識してしまうことが、多くの行動障害を生んでしまうことに繋がった。</p> <p>自分から言葉で意思伝達できない人の意思疎通を促進するこの条例が、県民皆さんに認知されることは、障害のある方とそうでない方を対等なものとして認める一歩となると思う。</p>	<p>条例が制定された後には県民の皆さんに広く知っていただけるよう、様々な方法を活用し周知に努めてまいります。</p> <p>また、いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただくとともに、よりよい共生社会の実現に努めてまいります。</p>
33	4	16(1)	<p>発達障害の特性である視覚的優位性を活用する手段を用いたPECS(絵カード交換式コミュニケーションシステム)のコミュニケーション手段は、就学前の療育をはじめとする保育者や就学後の学校教育においても重要な内容。特に就学後から卒業後までの長い教育期間において学ぶことは、卒業後の生活に大きく影響を及ぼす。</p> <p>障害があっても、一貫して教育的支援を受けるために関係機関への要請をお願いする。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきますとともに、関係機関へも共有します。</p>
34	4	16(1)	<p>私たち県民が、障害の特性に応じた意思疎通に関する理解を深めるため、幼少期からの教育現場での学習の充実が必須だと感じる。さらに、教育の段階で、反復した学習をする必要性を感じている。</p> <p>小さなころから、障害の特性に応じた意思疎通に関する学習を深めることで、大人になったときに、共生社会を当たり前のものとして、また、自分ごととして考えられ、全ての人が生きやすい社会につながるのではないだろうか。</p>	<p>障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることは、障害理解にも通じ、共生社会の実現に重要だと考えています。</p> <p>いただいた御意見を今後の施策を進める上での参考とさせていただきますとともに、よりよい共生社会の実現に努めてまいります。</p>
17 財政上の措置				
35	4	17	<p>実効性を高めるため「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします」を「措置を講じます」としてはどうか。</p>	<p>予算については単年度ごとに議会の議決を必要とするため原案どおりとしますが、条例に基づく施策が実施できるよう予算の確保に努めてまいります。</p>
18 その他				
36	4	18(1)	<p>共生社会をつくるためにこのような条例を作るのはとてもいいことだと思う。</p>	<p>今後ともよりよい共生社会の実現を目指し、施策の充実等に努めてまいります。</p>
37	4	18(1)	<p>このような意思疎通を推進する条例を制定されることは、県民としてとても誇らしい。今後の施策に期待する。</p>	
38	4	18(1)	<p>「情報コミュニケーション」や「意思疎通等促進」についての条例は、全ての県民、特に障害のある方々にとって重要で、早期に制定される事を望む。</p>	<p>県としても早期の制定を目指しております。</p>

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
39	4	18(2)	名称は「手話をはじめとする」だが、「手話」についてや、手話言語を使う権利、環境整備など、手話言語の理解を広げるための「手話言語条例案」にはなっていない。県民の手話言語の理解なくして地域共生社会の実現は難しい。18(2)に「条例の施行後3年を目途として」とあるが、内容が違うので、3年を待たずに早急に「手話言語条例」の制定の準備に着手していただきたい。	手話に関することは、「第2 概要」の3(2)に規定しています。 障害の特性に応じた言語その他の手段を使うための環境整備や理解を広げることについては、手話に限らず、様々な障害特性に応じた手段において重要であるため、手話に限定せず条例案に盛り込んでいます。 まずは本条例案に基づく施策の実施に取り組み、その成果や課題を検証し、施行後3年を目途に条例の規定を検討する中で、手話言語条例の制定についても検討していくこととしています。 なお、本条例の取組の結果を見極めるために3年は必要な期間と考えますので、原案のとおりとします。
40	4	18(2)	2016年に手話言語条例制定の署名14,275筆が県に提出されている。施行後3年目途に検討することに納得できない。なぜ先延ばしにされるのか。	
41	4	18(2)	ろう当事者や関係者が滋賀県手話言語条例を求め、何年も署名や要望活動をしているにも関わらず、さらに3年後に検討をするとはどういう意味か。	
42	4	18(2)	意思疎通のことばかり書いており、聞こえない子どもたちに関わる環境について何も書いていないため、手話言語条例と障害者の情報コミュニケーションに関する条例の一体型ではない。	手話に関することは、「第2 概要」の3(2)に規定しています。また、障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等に関する施策は、聞こえない子どもに限らず全ての子どもの必要であるため、「第2 概要」の16に、聞こえない子どもに限定せず、規定しています。
43	4	18(2)	さまざまな課題を単純に寄せ集めた条例だ。なぜこんなに複数の課題をひとまとめにしたような条例にするのか納得できない。	この条例案は令和3年度の滋賀県障害者施策推進協議会における「一体型条例案の作成を進める」との結論に基づき検討を進め、具体的に条例に何を書かかを検討する条例検討専門部会において、聴覚障害者である委員をはじめ、他の障害の当事者や支援者である委員も複数参画いただいでご議論いただき、現在の内容となっています。
44	4	18(2)	「手話は言語である」と「意思疎通をスムーズにする」とは別物。それを混ぜると「手話は言語である」という点が弱く、薄くなり、また、県民が手話は意思疎通の手段であると受け取ることが懸念されるため、条例を別個に設けるべき。	手話言語条例と障害者の情報コミュニケーションに関する条例に関しては、平成30年度から議論を開始しており、この条例案は令和3年度の滋賀県障害者施策推進協議会における「一体型条例案の作成を進める」との結論に基づいて、手話言語条例と障害者の情報コミュニケーションに関する条例を一体で制定するものです。 また、特定の障害者だけでなく、障害者全てを含めて条例を作ることが、全ての県民が分け隔てられることなく、だれ一人取り残さず、共生社会を実現していくという滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の考え方にも合致するものと考えます。
45	4	18(2)	手話をコミュニケーション手段として位置付けた条例と言語として位置付けた条例は意味合いが異なる。単独で手話言語条例を制定すべき。	そのため、まずは本条例案に基づく施策の実施に取り組み、その成果や課題を検証し、施行後3年を目途に条例の規定を検討する中で、手話言語条例の制定についても検討していくこととしています。
46	4	18(2)	ろう者は、手話言語条例と障害者の情報コミュニケーションに関する条例を別で作ることを希望する。	なお、手話が言語であることやろう者が心豊かな日常生活および社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であることは「第2 概要」の3(2)に規定しており、県民の皆さんに正しく御理解いただけるよう周知に努めてまいります。
47	4	18(2)	聴覚障害者の中には独自の「ろう文化」があり、手話はその中で発生し育まれてきた。圧倒的多数の聴者の中に於いて抑圧されてきた歴史がある。そうしたことから単にコミュニケーション手段としてよりも独自の「ろう文化」も含め認めていただき、「手話言語条例」の別立てでの制定をお願いしたい。	また、いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
48	4	18(2)	意思疎通と手話言語とは別であり、きちんと分けるべき。	
49	4	18(2)	別に手話言語条例を独立した形で作る必要がある。	
50	4	18(2)	手話言語条例を制定してほしい。手話言語条例と意思疎通に関する条例は別。	
51	4	18(2)	手話をひとつの言語として認め、手話は言語として条例を制定してほしい。手話を言語として使っていることを県民に知ってほしい。 私自身生活の中で手話中心のコミュニケーションをとっており、手話を言語として使っていることを皆さんにわかってほしい。	
52	4	18(2)	言語として認められているのは手話言語なので、手話言語の文言を明記した条例を制定すべき。手話はろう者にとって大切なもので、その大切な手話を若いろう者にも引き継いでいくためにも手話言語条例の制定が実現してほしい。	

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
53	4	18(2)	<p>昨今は手話の認知度も高まっているように思うが、未だ聞こえない人も聞こえにくい人もコミュニケーションに不便を抱えている。特に病院に行く際や会社内の会議、災害時の安全確保等に於いて情報保障は十分ではない。</p> <p>手話を言語と定義づけ、多くの方に関心を持っていただき、行政が手話言語条例を制定することで手話を広く普及し、手話を使える人が増えればいいと思う。単なるコミュニケーションの手段ではなく「手話は言語である」と定義することが聞こえない人、聞こえにくい人の大きな励みになり、一層の平等かつ共生社会が実現されることを願う。</p>	
54	4	18(2)	<p>「手話言語条例」と「意思疎通等の促進に関する条例」を別立てにしてほしい。</p> <p>「意思疎通等の促進に関する条例」における「手話」に関する規定とは、その選択の機会の確保や利用の拡大が図られることである。「手話言語条例」とは手話言語の獲得、習得、使用、普及、保存そして手話言語の権利性を守る条例である。両者は性質が異なるので、一体にすべきではない。</p>	
55	4	18(2)	<p>手話と音声日本語が対等に扱われ、①手話言語の獲得、②手話言語で学ぶ、③手話言語を習得する、④手話言語を使う、⑤手話言語を守るという5つの基本的な権利が守られるように「手話言語条例」を別に制定してほしい。『手話言語条例』で手話の言語権を保障した上で本条例案を制定すべき。</p>	
56	4	18(2)	<p>ろう者独自の言語である手話の教育や研究を今よりもなお進めていくためには、手話言語の獲得から習得、使用、普及・保存、手話言語の権利性まで体系的な整理をする「手話言語条例」が欠かせないので、手話言語条例を作るべき。</p>	
57	4	18(2)	<p>手話や聴覚障害者のために必要な事項は手話の使用と普及の促進、全ての障害者に必要な事項は、情報アクセスと通信手段の促進、意思疎通、差別の防止、共生社会の促進である。これらを混同すると、それぞれに必要なことが十分に定められない懸念がある。手話言語と意思疎通は手話の別々の側面であり、それぞれに条例を制定すべき。</p>	
58	4	18(2)	<p>私は盲ろう者の中で聾ベース(聴覚障害が先にあり、後から視力が落ちた等)であり、手話を使用している。そのような盲ろう者は多くいる。私たちには手話言語条例が必要。</p> <p>盲ベース(視覚障害が先にあり、後から聴力が落ちた等)の盲ろう者もいて、その方々のコミュニケーションの方法は、音声や指点字、手のひら書きなど様々あるので、意思疎通のための条例も必要である。</p> <p>手話言語条例と意思疎通の条例とは分けてほしい。</p>	
59	4	18(2)	<p>聴覚障害者の方々は、手話を言語として認めて欲しいという思いが強いので、この情報コミュニケーションとは別に、手話言語条例を進めていくと表してほしい。それが無理なら、当事者を納得させるだけの理由が必要。</p>	
60	4	18(2)	<p>小さいころから耳が聞こえず、手話の使用も制限され、言葉の練習ばかりさせられ、うまくコミュニケーションができず大変苦しかった。20歳を過ぎて大阪へ出てから手話でのコミュニケーションを知り、まわりのろう者を見て手話を覚えた。手話は私たちにとって言語であり命である。手話があるので活動に参加し、交流ができる。だからコミュニケーションの条例と手話言語条例は分けてほしい。</p>	
61	4	18(2)	<p>私は生まれつきろうあ者で、手話を使っている。聾話学校で手話が禁止され、口話を学んだが卒業後、聞こえる人とのコミュニケーションで口話はほとんど通じなかった。筆談もするが、高齢になるにつれ、自分の考えを日本語の文字として書き表すことが難しくなってくる。手話でなら言いたいことを伝えたり、仲間と腹を割って語り合うこともできる。手話は生涯大切なコミュニケーションである。手話のこと一つで言語条例を作ってほしい。</p>	

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
62	4	18(2)	36都道府県が手話言語条例を制定しているので滋賀県も同様に、「手話言語条例」として制定すべき。その他に情報コミュニケーション条例や、障害の特性に応じた条例など、できるだけ抽象的にならない、誰もがわかりやすい条例の制定が必要。	
63	4	18(2)	情報コミュニケーション条例とは別に手話言語条例を作してほしい。	
64	4	18(2)	条例名で意思疎通の中に「手話をはじめとする」として手話が入っていると、県民に誤解を与えらると思う。意思疎通に手話は大切だが、条例の中で手話そのものについてはあまり触れられておらず、聞こえる人に、手話は「意思疎通のための手話」と誤解されてしまう。 ろう者にとって、物事を知ったり、思考したりするためには手話こそが必要なのであり、聞こえる人に「手話はわからないので文章で書いて伝えよう」と思われても、ろう者がその文章をわかる(文章で意思疎通ができる)わけではない、ということが伝わらないと思う。だから今回の条例と手話言語条例は分けてほしい。	
65	4	18(2)	聞こえる人と聞こえない人は言語が違うので話が通じない。県民一人一人が手話言語を理解して県民でよかったと思えるよう手話言語条例を作してほしい。	
66	4	18(2)	手話言語条例が作られて、全ての県民が子どものときから手話を学び、覚え、いずれ全国のどこでも手話で交流ができるようになることを期待している。	
67	4	18(2)	2016年に手話言語条例の制定を求める署名を提出した。これは当事者だけではなく県民の要望である。「手話は言語である」と「意思疎通をスムーズにする」を別々に条例を設けてほしい。	
68	4	18(2)	コミュニケーションを促進することは必要だが、その前にコミュニケーションの方法、手段が確立され保障される必要があるため、まず、手話言語条例を制定し、その次にコミュニケーションを保障する条例を制定すべき。	
69	4	18(2)	滋賀県では、過去に口話教育が中心となった際に手話での会話は禁止された。聞こえる者にはわからない苦悩が、聞こえない方々にはあったと思う。 私は手話を学習し、聞こえない方との交流を深め、手話は単なるコミュニケーションの方法にとどまらず、聞こえない方の生きてきた背景や証が込められた大切な言葉であるとわかった。手話は聞こえない方の生活から生まれた言語だと思う。このようにコミュニケーションとは違った独自の文化があるという意味で、手話独自の条例が必要だ。	
70	4	18(2)	この条例案では「手話言語条例」の内容を含んでいる、とは言えない。「手話」ということばの普及啓発にとどまっている。ろう者が求める、手話の言語権を保障した「手話言語条例」の制定が早急に必要。	
71	4	18(2)	ろう者にとっては「手話は命」と言われるほど大切なものであり、手話を言語として認める条例が別立てで必要。 ろう者以外の障害者の言語は音声の日本語で共通しているが、手話を第一言語とするろう者はそうではない。人が生きるためにはコミュニケーションと言語が必要であるが、手話を学び、習得する場がない。日本語を習得するためにも、手話による視覚言語で正しく日本語を教える環境がなければ、十分な学習ができない。手話を習得することを聞こえない子どもや親の努力だけで解決させようというのは傲慢。聞こえない人の手話言語権の保障はどこでされるのか。	

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
72	4	18(2)	<p>会議では健聴者団体が多数であり、聴覚障害者が手話通訳を介して訴えても、健聴者にわかっていただけない。署名運動から始まり何年も費やしたが、多数決によって聴覚障害者の訴える大きな要望が叶えられなかった。</p> <p>言語が通じにくいために置き去りにされる絶望感や諦めなどの聴覚障害者が日頃生活の場面でよく感じておられる状態が会議でも行われた。そのような事からを緩和するための条例であるはず。条例に手話の文言が入るならば、手話を言語とする方々が納得できる条例を制定してほしい。</p>	
73	4	18(2)	<p>滋賀県手話言語条例の制定を求めるろう者当事者の意見が反映されていないことを遺憾に感じる。</p>	
74	4	18(2)	<p>手話言語条例の制定を求めるろう者の意見が反映されていない。他の障害当事者やその支援者はこの案で納得していて、ろう者当事者や支援者は納得していないということの意味を考えるべき。</p>	
75	4	18(2)	<p>当事者や支援者の希望は、7年前から県に要望活動を行う中で示されているので、条例の見直しとしてではなく、手話言語条例策定のための委員会を本条例策定後速やかに設立すべき。</p> <p>聞こえない人たちが、手話を習得できる環境が滋賀にないのは、滋賀県手話言語条例がないからであり、手話での意思疎通には手話の習得が必要である。</p>	
76	4	18(2)	<p>手話言語と意思疎通は別である。意思疎通(コミュニケーション)をとるためには、意思疎通を考える前提として、ろう児が第一言語の母語として手話言語を獲得する環境の整備が重要。またろう者にとってはその前提があり、音声言語(日本語)を獲得している人たちと初めて意思疎通を考えるスタートラインにつくことができる。手話言語に関する権利を保障していくために、手話言語条例の制定を検討する方向性を明記すべき。</p>	
77	4	18(2)	<p>2016年から手話言語条例を作してほしいという署名運動を一生懸命頑張ってきた。14,000筆を三日月県知事に提出した。手話言語条例を早急に作してほしい。当事者にとって手話言語は大切な言葉である。</p>	
78	4	18(2)	<p>聞こえない子どもたちは、耳から日本語が入ってこず、また手話を学ぶ環境もないため、日本語も手話も母語としてしっかりと身につかない可能性が高い。そのため、意思疎通や情報の取得ができない可能性が高い。意思疎通支援の前に、小さいころから手話が日本語か、またはその両方か、自分で選択して身につけ、豊かな日々をおくることができるようにしてほしい。手話は、音声言語を使う子どもと同じようにリラックスしてコミュニケーションできる言語である。</p> <p>3年後に必ず手話言語条例を制定してほしい。</p>	
79	4	18(2)	<p>この条例は情報コミュニケーション条例である。ろう者および関係者が求めていた「手話言語条例」の要である手話の獲得については触れられていない。ろう児(聴覚障害児)の親の90%は聞こえる人であるため、ろう児が、母語となる手話に十分に触れられる環境整備を行わなければ、手話の獲得ができない。ろう児が手話を獲得するためには、手話の獲得を望むろう児とその保護者に手話の環境を提供すること、保護者やその周りの人たちの手話に対する理解を深めることなどが必要である。</p> <p>そのための施策を行うには、この条例とは別に「手話言語条例」を制定すべきであり、施行後3年目途の検討ということでは、環境整備への着手が更に3年以上先になってしまう。「手話言語条例」を求める声への真摯な対応を求める。</p>	
80	4	18(2)	<p>滋賀県手話言語条例の制定を求める。もっと当事者1人1人の声を聞いて欲しい。2025年の国スポ・障スポ開催県である当県に未だ手話言語条例が制定されていないこと自体が、県民として恥ずかしい。</p>	

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
81	4	18(2)	<p>何度も手話関係者が訴えているにも関わらず、「言語権の問題」と「情報コミュニケーションの問題」をごちゃ混ぜにした条例案を出すことが、滋賀県の知識のなさを浮き彫りにしている。障害者権利条約や障害者基本法で「言語(手話を含む。)」とされているのに、手話が「文化」や「コミュニケーション手段」であるという認識は、非常に浅い。</p> <p>筆談や点字、拡大文字、手書き文字、指点字、平易な言葉、要約筆記、点訳、音訳、代読、代筆、字幕、代用音声、文字盤、重度障害者用意思伝達装置などは、日本語である。</p> <p>手話関係者が2016年に14,000筆以上を集めた署名について、知事はこのまま「無」として、県政をすすめるのか。「手話言語条例」を、早期に制定すべき。</p>	
82	4	18(2)	<p>施行後3年の検討の際に必ず手話言語条例を制定してほしい。制定することを明記してほしい。</p> <p>条例は県民のために制定されるべきで、多数決で決められるべきではない。多数決によって決められたのでは、少数がゆえに権利が守られてこなかった過去と同じである。</p>	
83	4	18(2)	昔は、手話の使用を制限され苦しい時代だった。手話と、コミュニケーションは全く別物である。	
84	4	18(2)	手話言語を別の条例にすることを望む。	
85	4	18(2)	<p>ろう者の当事者団体や支援者が中心となって、手話の言語権を保障すること、ろうの子どもが自然に手話を獲得できる環境整備や手話による教育ができることを求めている。</p> <p>私の両親は、聾学校で手話が禁止され、先生の口の動きだけで教育が行われた世代のろう者である。授業では何を話しているかわからず、毎日苦しく泣いていたと聞いたことがある。口話を読み間違えると体罰も日常的にあった。その後、大変努力をして、私を産み育ててくれたが、両親は「学校時代に手話で教えて欲しかった、あんな経験を若い世代にして欲しくない」と言っており、私はその思いに強く共感している。</p> <p>ろうの子どもには手話を獲得し、教育を受ける環境が必要である。ぜひその思いを受けとめて、教育にも関わることなので関係課や関係機関とも連携し、福祉先進県である滋賀県として、全国に先駆けて手話の言語権を保障する条例の策定に向けて、どのようにすれば制定できるか具体的に取り組みを進めて欲しい。</p>	
86	4	18(3)	幅広く意見を聴くことが重要。(3)について、手話に関する事からならば、手話言語に詳しい専門家、例えば言語学者、ろう教育専門の学者や障害学専門家など福祉のみならず、幅広い分野から意見を聴くことが望ましい。	いただいた御意見を参考には、本条例の施行後3年目途の条例の規定についての検討の際には、滋賀県障害者施策推進協議会委員以外の学識経験者等にも意見を聴くことについて検討しますを、今後の施策を進める土での参考とさせていただきます。
条例の名称				
87	—	—	「滋賀県手話をはじめとする」について、手話関係者以外の方々に、「滋賀県手話」というものがあるように思われるため再考すべき。	名称が滋賀県で始まるのは、滋賀県の条例であることを表すための一般的な表現であり通例としており、ことから、原案のとおりとします。
88	—	—	「滋賀県手話」と読めてしまうこと、「はじめとする」は「主なもの」「第一」という意味であり全ての意思疎通手段を等しく扱う条例の名称としてふさわしくないこと、「言語」は文化やアイデンティティをベースにするものであり、「障害の特性に応じた言語」というのは理解しにくいことから、名称は「障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する条例」としてはどうか。	<p>名称が滋賀県で始まるのは、滋賀県の条例であることを表すための一般的な表現であり通例となっております。</p> <p>この条例案は令和3年度の滋賀県障害者施策推進協議会の結論に基づき、手話言語条例と障害者の情報コミュニケーションに関する条例を一体で制定するものであることから、障害の特性に応じた言語その他の手段の代表例として手話を挙げる趣旨で「手話をはじめとする」と表記しています。</p> <p>「障害の特性に応じた言語」については「障害の特性に応じた言語その他の手段」までを一つの語句としており、これに「手話をはじめとする」を合わせて、障害者基本法第3条第3号の「言語(手話を含む。)」その他の意思疎通のための手段」と同じ意味を表すものです。県において「障害の特性に応じた」を加えた理由は、意思疎通等のための手段は障害の特性によって多種多様であることを示すためです。</p> <p>条例名は条例の内容を的確に示す必要があると考えているため、原案どおりとしますが、条例が制定された後には県民の皆さんにとってわかりやすい愛称を付けるなど周知を工夫してまいります。</p>

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
89	—	—	「障害の特性に応じた意思疎通」と「障害の特性に応じた言語その他の手段」という表現が混在している。使い分けしている意図が1回読んだだけではわかりにくい。名称から「言語」という表現を除くと、それに付随して全体がわかりやすい文章になるのではないか。	「障害の特性に応じた意思疎通等」は「第1 制定の理由」において定義し、「障害の特性に応じた言語その他の手段」は「第2 概要」の2において定義しており、それぞれ適切に使い分けています。 よって原案のとおりとしますが、いただいた御意見を踏まえわかりやすい周知に努めてまいります。
90	—	—	条例名が長い。「手話をはじめとする障害の特性に応じた言語」とあるが手話以外に言語があるのか。	「手話をはじめとする障害の特性に応じた言語」という記載については「障害の特性に応じた言語」で切るのではなく「障害の特性に応じた言語その他の手段」までが一つの語句です。
91	—	—	長い条例名にある「障害の特性に応じた言語」とは何か。	—例えば、聴覚障害者の中にも、手話を使う方、筆談をする方、大耳内耳や補聴器等にまり音声でやり取りをする方など様々な方がおられることなどから、「障害の特性に応じた」と表記しています。
92	—	—	「手話をはじめとする障害の特性に応じた言語」という書き方に反対。「手話をはじめとする障害の特性に応じた言語」とは。	「第2 概要」の2の中で「障害の特性に応じた言語その他の手段」としてあげている中で、障害者基本法等で言語と明示されているものは手話だけですが、障害者権利条約第2条に『言語』とは、音声言語及び手話その他の非音声言語」と規定されているとおり、手話の他の非音声言語の存在も想定されると考えています。
93	—	—	意思疎通についての内容だけで、名称に「言語」を入れることはおかしい。	手話が言語であることやろう者が心豊かな日常生活および社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的遺産であることは「第2 概要」の3(2)に規定しており、県民の皆さんに正しく御理解いただけるよう周知に努めてまいります。
94	—	—	当事者の方としては、手話の言語権を保障する条例、すなわち手話の獲得環境の整備、手話による教育などを保障する条例のことを「手話言語条例」としているのではないかと思います。今回の条例ではそれには全く触れられておらず、そもそも言語権の保障までは入る予定はなかったのではと思われる。 その上で、この名称には手話・言語・条例という単語が入っているために、県民が、いわゆる言語権が保障された「手話言語条例」ができたと誤解するのではないかと。 この条例の内容は、情報・コミュニケーションを促進することが目的の条例だと思うので、誤解を生む手話の部分削除し、「滋賀県障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例」としていただきたい。	この条例案は令和3年度の滋賀県障害者施策推進協議会における「一体型条例案の作成を進める」との結論に基づき検討を進め、具体的な条例の内容については条例検討専門部会において、聴覚障害者である委員をはじめ、他の障害の当事者や支援者である委員にも複数参画いただいて検討した内容となっています。 条例名は条例の内容を的確に示す必要があると考えており、本条例は手話言語条例と障害者の情報コミュニケーションに関する条例を一体で制定するものであることから原案のとおりとしますが、県民の皆さんにとってわかりやすい愛称を付けるなど周知を工夫してまいります。
95	—	—	条例名が長すぎるので、手話をはじめとするという言葉省いて「特性に応じた言語(手話を含む。）」とすべき。こちらの方が手話が言語であるということがわかる。	滋賀県の条例では名称にかっこ書きを使用していないことから、「特性に応じた言語(手話を含む。）」その他の手段」のかっこ書きを外した表記として、また、意思疎通手段等の代表例として手話をあげる趣旨で「手話をはじめとする」と表記しています。
96	—	—	条例名の「手話をはじめとする」を削除すべき。「言語(手話を含む。）」という表記を使うべき。	よって原案のとおりとしますが、県民の皆さんにとってわかりやすい愛称を付けるなど周知を工夫してまいります。
97	—	—	意思疎通支援(福祉施策)と言語権の確立(人権確立)の問題が混ざるので、「手話をはじめとする」を削除して、言語(手話を含む)に変えたほうがわかりやすい。	

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
98	—	—	「手話をはじめとする」を削除すべき。条例の名称は、条例の内容がわかることが大切であり、意思疎通に関する条例に、名称に手話の文言が入るのはおかしい。	<p>この条例案は令和3年度の滋賀県障害者施策推進協議会の結論に基づき、手話言語条例と障害者の情報コミュニケーションに関する条例を一体で制定するものであることから、障害の特性に応じた言語その他の手段の代表例として手話をあげる趣旨で「手話をはじめとする」と表記しています。</p> <p>条例名は条例の内容を的確に示す必要があると考えており、本条例は手話言語条例と障害者の情報コミュニケーションに関する条例を一体で制定するものであることから原案のとおりとしますが、県民の皆さんにとってわかりやすい愛称を付けるなど周知を工夫してまいります。</p>
99	—	—	「手話をはじめとする」という言い方がわざとらしい。	
100	—	—	「手話をはじめとする」を付ける必要はあるのか。	
101	—	—	全ての障害者のコミュニケーションに関する条例に「手話をはじめとする」は不要であり、一つの方法を強調する必要はない。	
102	—	—	「手話をはじめとする」を削除してほしい。	
103	—	—	手話をはじめとするという部分を削除してほしい。	
104	—	—	「手話をはじめとする」を削除してほしい。	
105	—	—	手話が言語であることは明らかなので、「手話をはじめとする」という一文を入れる必要はない。	
106	—	—	条例名に「手話をはじめとする」と書いていると、手話が意思疎通の手段として捉えられるので、当該部分を部分を省いてほしい。	
107	—	—	条例名が長い。「手話をはじめとする」を削除すべき。	
108	—	—	名称が長くてわかりにくい。手話は、障害者基本法や障害者の権利に関する条約で言語として認められているので、あえて「手話をはじめとする」と記載する必要はなく、当該部分を削除すべき。	
109	—	—	名称が長すぎてわかりにくい。「手話をはじめとする」は不要。	
110	—	—	条例の名称が長い。「滋賀県手話言語および障害の特性に応じた意思疎通支援条例」や「情報コミュニケーション条例」ではどうか。	
111	—	—	名称が長すぎるとともに、県民にとってわかりにくい。「滋賀県障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例」ではどうか。	
112	—	—	条例の名称が長くわかりづらい。条例の名称に内容を含める必要はない。内容がしっかりしているのであれば、名称はシンプルにしたほうが、様々な障害がある方にとってもわかりやすい。 滋賀県情報コミュニケーション条例はどうか。	
113	—	—	条例名が長すぎる。	
114	—	—	条例名が長いので、わかりやすい短い名称にしてほしい。	
115	—	—	名称が長く、複雑で理解しにくい。県民がわかりやすい名称にすべき。	
116	—	—	名称がわかりにくい。	
117	—	—	名称が長すぎるので再考すべき。	
118	—	—	条例名の手話表現が、「手話をはじめとする」という日本語に合わない。	<p>障害の特性に応じた言語その他の手段の代表例として手話をあげる趣旨で「手話をはじめとする」と表記しています。</p> <p>御指摘を踏まえ、本条例に係る手話表現について、統一したわかりやすい表現になるよう研究してまいります。</p>
119	—	—	手話動画における「手話をはじめとする」の表現がよくわからない。	

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
その他条例案要綱に関連する意見・情報				
120	—	—	<p>様々な障害特性のある方々と意思疎通を図る手段の一つとして、「チームエンパワーメント」という団体が推進する「I WILL HELPUプロジェクト」がある。</p> <p>これは、賛同者が「何でもお手伝いさせて下さい」という意思表示として「U」がデザイン化されたグッズを身につけることで、助けを必要とする側が安心して声掛けできるという活動である。</p> <p>困っている方々にとって、相手が協力してくれる人か、助けを求めている人かを見ただけで判断することに利点があり、障害のある方だけでなく、高齢者、妊婦、子ども、誰でもが、助けを求めやすくなる。</p> <p>白杖や車いすマークなど、障害のある方に関するマークや目印は様々あるが、このUマークは困っている側からではなく、協力する側から意思表示しているマークである。</p> <p>このような活動を滋賀県レベルで発信すれば、滋賀県全体がどんな特性のある方でも意思疎通の見える化促進になると思う。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。</p>
121	—	—	<p>2016年8月20日、14,000筆の署名を三日月知事に提出した。手話言語の理解を普及大切なことだと応じていただいた。しかし現在なぜ一体型の条例になっているのか、納得できない。</p>	<p>手話言語条例と障害者のコミュニケーションに関する条例に関しては、平成30年度から議論を開始しており、この条例案は令和3年度の滋賀県障害者施策推進協議会における「一体型条例案の作成を進める」との結論に基づいて、手話言語条例と障害者の情報コミュニケーションに関する条例を一体で制定するものです。</p>
122	—	—	<p>この条例案は情報コミュニケーション条例の内容である。(条例検討のための)委員会などでは手話言語と情報コミュニケーションを一体型にするか別立型にするかの内容があったはず。</p>	
123	—	—	<p>8年前に手話言語条例を制定してほしいという運動を始めました。14,275筆の署名を集め県に提出した。それからずっと長い間運動してきている。運動は何だったのか、県はそのあたりをどう考えているのか。</p>	<p>手話言語条例と障害者の情報コミュニケーションに関する条例に関しては、平成30年度から議論を開始しており、この条例案は令和3年度の滋賀県障害者施策推進協議会における「一体型条例案の作成を進める」との結論に基づいて、手話言語条例と障害者の情報コミュニケーションに関する条例を一体で制定するものです。</p> <p>その後の令和4年度からの条例検討専門部会や令和5年7月の滋賀県障害者施策推進協議会においても、出席された委員から署名活動等について説明がなされており、そのことを踏まえた上で議論いただき、本条例案を提案しています。</p> <p>なお、手話が言語であることやろう者が心豊かな日常生活および社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であることは「第2 概要」の3(2)に規定しており、県民の皆さんに正しく御理解いただけるよう周知に努めてまいります。</p>
124	—	—	<p>署名を提出してから7年。署名に込められた当事者などの手話言語条例制定・施行の願いを活かしてほしい。</p>	
125	—	—	<p>2016年、手話言語条例の制定を求める署名14,275筆を提出した。私たちの主張は、言語としての手話の認知や言語権保障を図るための条例を定めることが滋賀県として県民政策として使命を果たすことが必要だということ。</p>	
126	—	—	<p>私たちは2016年、手話言語条例の制定を求める署名14,275筆を提出した。私たちの主張では、言語としての手話の認知や言語権保障を図るための措置を定めることが滋賀県として使命を果たすことである。</p>	